

暮らしをデザインできる、

職住育共創のまち。

2026 - 2033

HITACHINAKA

THE 4th GENERAL PLAN

ひたちなか市 第4次総合計画



ひたちなか市長
大谷 明

ごあいさつ

このたび、令和8年度から令和15年度までの8年間を計画期間とする「第4次総合計画」を策定いたしました。計画の策定に当たり、貴重なご意見やご協力をいただきました多くの市民の皆様、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

本市では、第3次総合計画後期基本計画において「人口15万人の維持」を重点テーマに掲げ、「職住育近接のまちづくり」を進めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の流行や急激な物価高騰など、社会・経済情勢が大きく変化する中であっても、計画に位置付けた施策を着実に推進してきた結果、人口15万人の維持は達成が見込まれる状況となり、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果が現れてきております。

一方で、今後は少子高齢化や人口減少がより一層進行し、労働力や地域の担い手不足が見込まれるほか、社会の変化に伴い、市民ニーズや地域課題がますます多様化・複雑化し、新たな課題が表面化することも想定されます。こうした時代においても、本市が持続可能なまちとして発展していくためには、これまで大切に育んできた「協働のまちづくり」をさらに発展させていくことが重要です。

こうした背景から、第4次総合計画の策定に当たっては、総合企画審議会や市政懇談会、パブリック・コメントに加え、計画策定の初期段階から多くの市民の皆様にご参加いただくワークショップを実施し、幅広い世代の方々と対話を重ねながら検討を進めてまいりました。このような取組を通じて導き出された市民が思い描く理想の暮らしの姿と、行政が目指すまちの姿を融合させ、本計画では将来都市像を「暮らしをデザインできる、職住育共創のまち」と決めました。

この将来都市像には、それぞれが思い描く理想の暮らしの実現に向け、これまでの協働のまちづくりを基盤としながら、行政をはじめ、市民や法人・団体など、まちに関わる多様な主体が対話を重ね、ともに考え、ともに実践することで、新たな価値を創り出していく「共創」という考え方を取り入れております。

本計画に基づき、変化の激しい時代の中であっても、まちに関わる多くの皆様とともに課題の解決や新たな価値の創出に取り組み、多くの方が自分らしい花を咲かせ、いきいきと暮らせる“ひたちなか”を次の世代につないでまいります。



ひとが咲くまち。ひたちなか

今後とも、多くの皆様のご積極的なご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年3月

第1編 序論

1 策定の趣旨	7
2 第4次総合計画の構成と期間	8
3 策定の背景	9

第2編 市民とともに歩んだ将来都市像の策定プロセス

1 将来都市像の策定に向けた歩み	23
2 市民視点の『理想の暮らしの姿』	29
3 行政視点の『目指すまちの姿』	32

第3編 基本構想

1 将来都市像	35
2 まちづくりの基本的な考え方	37
「価値をつなぐまちづくり」	37
「未来につづくまちづくり」	38
「変化をのりこなすまちづくり」	38
「ともにつくるまちづくり」	39
3 土地利用の考え方	40

第4編 前期基本計画総論

1 前期基本計画の構成	43
2 施策の大綱	43
3 強化プロジェクト	43
4 成果指標	49
5 将来人口を見据えたまちづくり	49

第5編 前期基本計画各論

前期基本計画の構成と見方	53
Ⅰ いつもの安心、もしもの備え	55
Ⅱ 活力を生み出す多様な産業	81
Ⅲ みんなで育む健康と福祉	103
Ⅳ とともに育ち、広がる学び	121
Ⅴ 快適な暮らしを支える都市基盤	149
Ⅵ つながりが広がる地域社会	185

第6編 付属資料

ひたちなか市の概要	209
策定体制	213
策定の経過	214
市附属機関の設置に関する条例	220
市総合企画審議会運営規程	220
基本構想 諮問書／答申書	221
前期基本計画・総合戦略 諮問書／答申書	222
第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略	223
SDGsと前期基本計画の施策の関係	227
評価指標一覧	229



ひとが咲くまち。

ひたちなか

ひたちなか市第4次総合計画

第1編 序論

1 策定の趣旨	7
2 第4次総合計画の構成と期間	8
3 策定の背景	9

1 策定の趣旨

本市では、平成6年11月に勝田市と那珂湊市との合併により誕生して以来、3次にわたり総合計画を策定し、市政を推進してきました。

平成27年度に策定した第3次総合計画では、「世界とふれあう自立協働都市～豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる元気あふれるまち～」を目指すべき都市像に掲げ、その実現に向けて、市の最高規範である「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に規定されている6つの分野を基本として体系化した施策の大綱を軸にまちづくりを推進してきました。同計画は令和7年度で計画期間の満了を迎えますが、最大目標である「人口15万人の維持」は達成できる見込みであり、これまで積み重ねてきたまちづくりは着実に成果につながっています。

日本社会を取り巻く状況を見ると、少子高齢化と人口減少が一層深刻化し、労働力の低下や地域の担い手不足が懸念されています。加えて、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、社会のニーズや課題も多様化・複雑化しています。本市においても、今後、総人口及び生産年齢人口（15歳～64歳）が本格的な減少局面を迎えることが見込まれるほか、社会の変化に伴い市民ニーズや地域課題が一層多様化・複雑化していくことが予想されています。

こうした状況に対応するため、市では、市民との協働のまちづくりを一層推進していくことで課題への対応力を高め、持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えています。

第4次総合計画の策定に当たっては、市民とともに将来都市像を描き、その実現に向けてともに取り組んでいく計画とするため、これまでの総合企画審議会やまちづくり市民会議、市政懇談会、パブリック・コメント、市議会などを通じた多角的な意見聴取に加え、新たな試みとして市民参画型のワークショップ「ひたちなか未来デザイン会議」を全10回にわたり実施しました。これらの取組を通じて、若者から高齢者まで幅広い世代の多様な声に耳を傾け、まちの未来について対話を重ねてきた結果、「このまちの未来を、自分たちの手でつくっていく」という共感と参加の輪が着実に広がりつつあると考えています。

本計画は、大きな時代の潮流と本市の現状を踏まえ、将来の目指すべき都市像とこれを実現するための基本的な方向性を明らかにするとともに、市民と行政が一体となってまちづくりを推進するための最上位の指針であり、市政運営にかかる各部門の計画や事業などの基本になるものです。

2 第4次総合計画の構成と期間

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

基本構想

基本構想は、長期的視点に立って、将来都市像やこれを実現するためのまちづくりの基本的な考え方などを定めるものです。

構想期間は、少子高齢化や人口減少、デジタル技術の発展など、社会の急速な変化に柔軟に対応するため、第3次総合計画までは10年間としていましたが8年間に短縮します。

基本計画

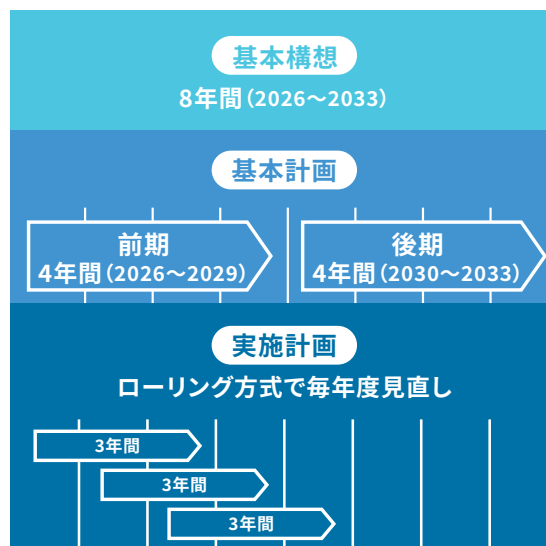
基本計画は、基本構想を実現するために取り組む施策の体系を定めるものです。

この計画は、前期計画と後期計画の2つに区分するものとし、計画期間をそれぞれ4年間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画に定める施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的な事業計画を定め、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、進行管理を行うものです。

ローリング方式により、毎年度、評価・見直しを行います。



3 策定の背景

(1) 時代の潮流

1 少子高齢化と人口減少の進行

- 全国的な少子高齢化と人口減少の進行は、経済・社会保障・地域社会の持続可能性など、社会全体に大きな影響を与える深刻な課題であり、今後その影響はますます拡大することが予想されています。
- 国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、総人口は、令和2年（2020年）の約1億2,615万人から、令和52年（2070年）には約8,700万人に減少すると推計されています。また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和2年の28.6%から令和52年には38.7%に上昇すると推計されています。

2 デジタル技術の急速な発展

- デジタル技術の発展は目覚ましく、現代社会に大きな変革をもたらしています。あらゆるモノがインターネットにつながるIoT（Internet of Things）の実用化が進んでおり、スマートシティの実現への期待が高まっています。
- 世界的に注目されている生成AIは、大量の情報を迅速に分析・整理し、その学習内容をもとに文章や画像、音声などを自動的に作り出す技術であり、仕事の効率化や新しいアイデアづくりを助け、行政・教育・医療といった分野での新たな可能性を切り拓き始めています。一方で、情報の信頼性や倫理面への配慮など、新たな課題への対応も求められています。

3 個人の価値観やライフスタイルの多様化と社会の多様化・複雑化

- 家族形態や就労環境の変化、グローバル化の進展、デジタル技術の革新、さらには新型コロナウイルス感染症の流行などを背景に、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。
- 多様な文化、価値観、背景を持つ人々がともに生活し、働く機会が増えていく中で、社会のニーズや課題も多様化・複雑化しています。



4 地域コミュニティの活力低下への懸念

- 少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化といった社会の変化により、地域のつながりが希薄化したことから、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。
- 自治会などの地縁団体の加入率は減少が続いており、さらに、役員の担い手不足や、特定の個人に負担が集中するなどの課題が見られます。一方で、目的や関心によってつながるコミュニティ活動は活発化しています。さらに、インターネット社会の進展に伴い、SNSをはじめとする地域を越えたオンライン上でのコミュニティ活動は広がりを見せています。



5 安全・安心に対する意識の高まり

- 近年、全国各地で局地的な集中豪雨や大型台風の発生による土砂災害や河川の氾濫、さらには大規模な地震などの自然災害が発生し、地域の暮らしやインフラに大きな影響を及ぼしています。また、パンデミックや世界各地で起こる紛争など、新たな脅威も発生しています。こうした背景のもと、日常生活における安全・安心への意識が高まっています。

6 環境に対する意識の高まり

- 近年、地球温暖化や気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇といった環境問題が深刻化し、持続可能性（サステナビリティ）の重要性が広く認識されるようになってきました。こうした流れを受け、国際社会で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の理念は広く浸透し、環境に配慮した暮らしや消費行動が重視されるなど、次世代へ良好な環境を引き継ごうとする意識が高まっています。

2 歴史

- 平成6年11月、ものづくりなどの製造業を基幹産業として発展してきた勝田市と漁業や水産加工などの水産業を基幹産業として発展してきた那珂湊市が合併し、「ひたちなか市」が誕生しました。
- 市の誕生後、新たなまちづくりが求められる中、平成7年に市民同士の連帯と協調を図るため、市民公募を経て「ひたちなか市市民憲章」が制定されました。さらに、平成22年には地方分権の進展や市民活動の広がりを踏まえ、市民参画と協働の仕組みを整えるため、市民が素案を手がけた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」が制定され、市民・議会・行政が適切に役割を担いながら、協働のまちづくりが推進されてきました。
- ひたちなか地区においては、東水戸道路及び常陸那珂有料道路が全線開通し、常陸那珂港区中央ふ頭地区や常陸那珂工業団地拡張地区など産業基盤の整備が進められています。
- 市街地においては、土地区画整理事業や河川及び雨水幹線整備事業が進められるとともに、勝田駅東口の再開発や佐和駅の駅舎及び駅前広場整備、コミュニティバスの導入、ひたちなか海浜鉄道湊線の再生などが進められました。
- 教育・文化の面においては、阿字ヶ浦・磯崎・平磯地区の小中学校5校を統合した、本市初の義務教育学校「ひたちなか市立美乃浜学園」が開校しました。また、令和6年に虎塚古墳が国指定50周年を迎え、十五郎穴横穴群が新たに国指定を受けるなど、本市の貴重な文化資源の保存と継承が進められました。
- こうした歩みを経て、令和6年11月には市誕生30周年を迎え、多くの市民とともにさまざまな記念事業が開催され、年間を通じて祝祭感に溢れました。

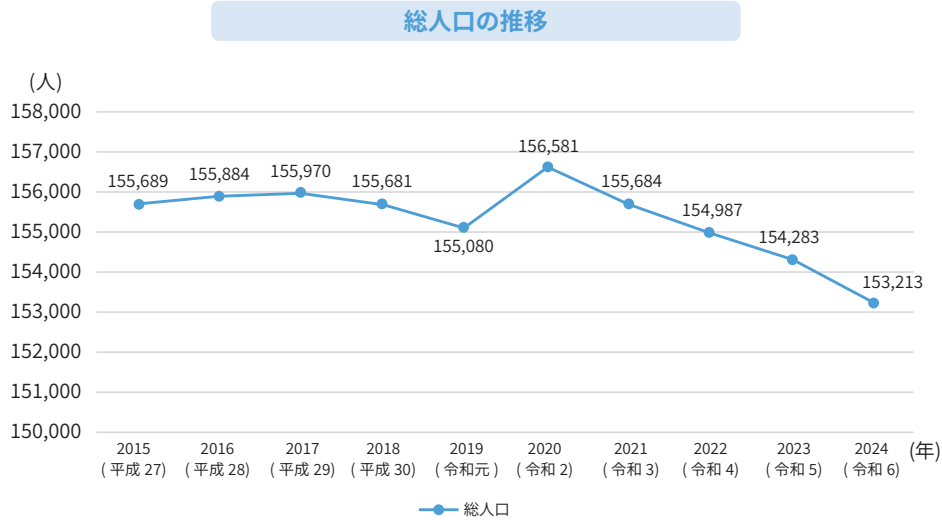
3 産業

- これまで勝田地域では、電機、機械、精密機器、紙製品などの製造業を、那珂湊地域は漁業や水産加工などの水産業を基幹産業として発展してきました。これらの既存産業に加え、高速道路や港湾と近接し、多くの企業が立地するひたちなか地区の常陸那珂工業団地では、半導体や次世代自動車などの先端産業の誘致に向け、茨城県による工業団地拡張地区の整備が進められており、今後も県内有数の産業拠点として発展していくことが期待されています。
- 1,182haに及ぶひたちなか地区の中核施設である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」の中央ふ頭は平成18年に一部供用開始されて以降、着々と整備が進み、完成自動車や建設機械の輸出拠点として取扱貨物量が堅調に推移しています。さらに、令和12年度の完成に向けて水深14m岸壁の整備が進められるなど、北関東の物流の拠点として一層の発展が期待されています。
- 市内には2つの漁港があり、多種多様な漁法による漁業が年間を通して営まれる、近海沿岸漁業の基地となっています。農業では、ほしいもが特産品となっており、日本屈指の生産量を誇っています。商業面では、広域的な商圈を有する大型商業施設と地元の小規模店舗や個人商店が市民の暮らしを支えています。また、観光面では、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの観光施設にインバウンドを含む多くの観光客が訪れ、令和5年及び6年には茨城県内で観光入込客数1位を記録するなど、茨城県を代表する観光地となっています。

4 人口・世帯

総人口の推移

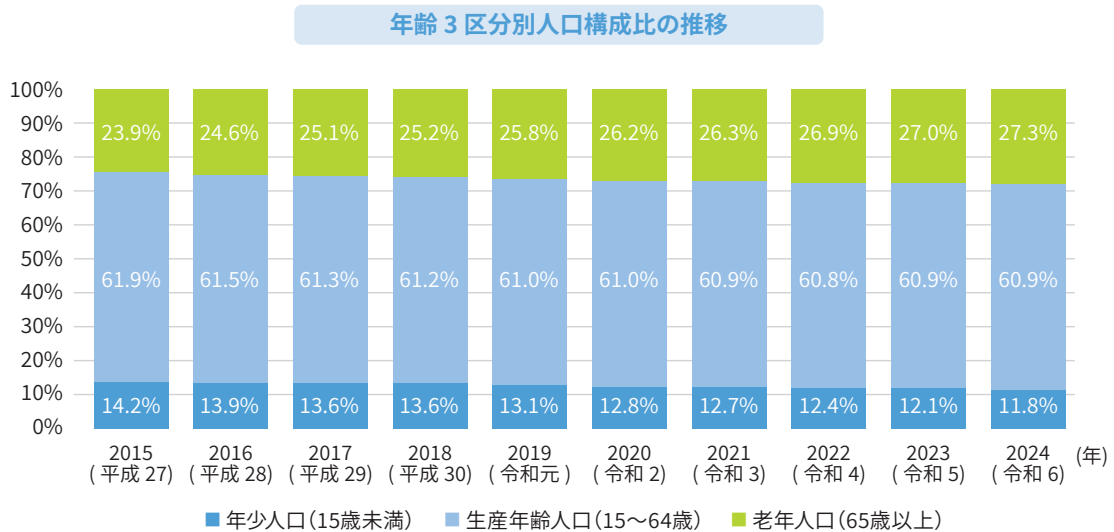
ひたちなか市の総人口は平成27年から令和元年にかけてほぼ横ばいで推移し、令和2年の国勢調査では一時的な増加が見られましたが、その後は減少が続いています。



(出典：国勢調査 [2015年、2020年]、茨城県常住人口調査 (各年10月1日現在))

年齢3区分別人口構成比の推移

ひたちなか市の年少人口（15歳未満）の構成比は年々減少しており、対照的に老年人口（65歳以上）の構成比は年々増加しています。生産年齢人口（15歳～64歳）の構成比は微減傾向であり、近年は約61%前後で推移しています。



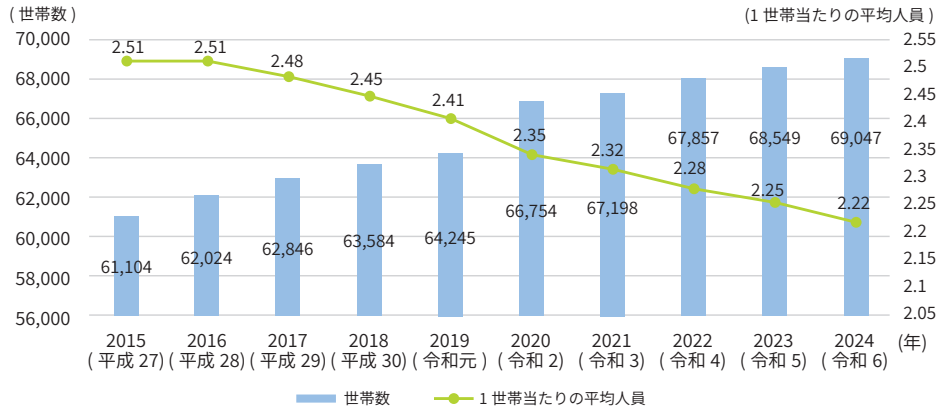
(出典：国勢調査、茨城県常住人口調査)

世帯状況の推移

ひたちなか市では総人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの平均人員は減少が続いています。



世帯状況の推移

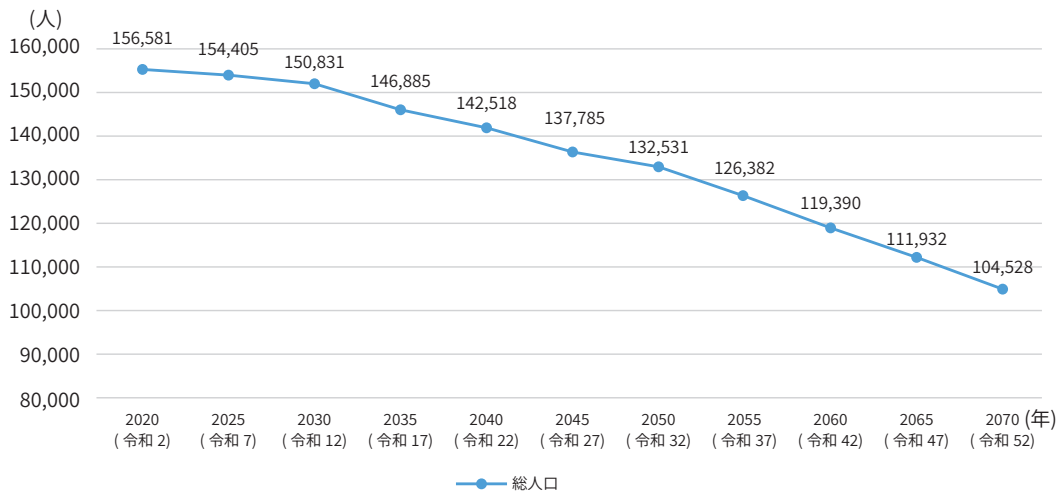


(出典：常住人口調査、市民課)

人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を用いた推計によると、ひたちなか市の人口は年々減少し、令和52年には104,528人となり、令和2年と比べて52,053人減少する見込みです。

人口推計



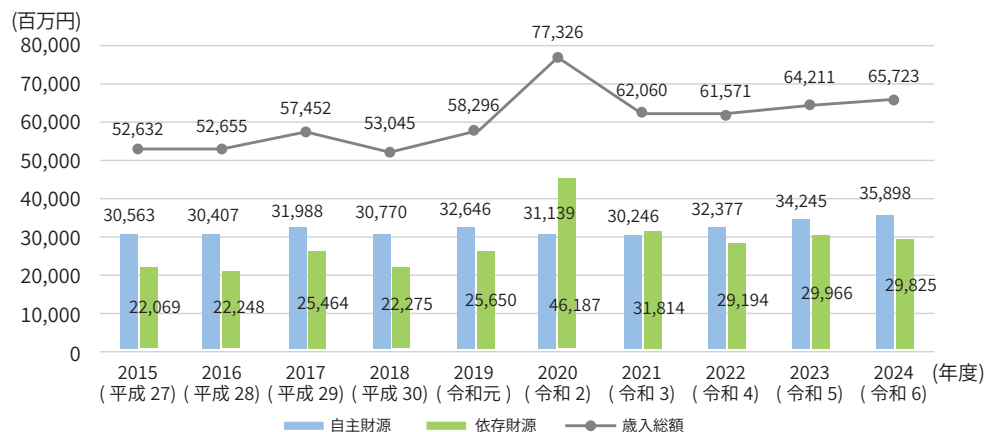
(出展：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成)

5 財政

自主財源・依存財源と歳入総額の推移

歳入では、市税などの自主財源が新型コロナウイルス感染症の影響で一旦落ち込みを見せましたが、令和3年度以降、社会経済活動の回復などにより増加に転じており、歳入全体としては600億円台で推移しています。

自主財源・依存財源と歳入総額の推移



※自主財源：市が自主的に調達できる収入（市税や保育料、ごみ処理手数料など）

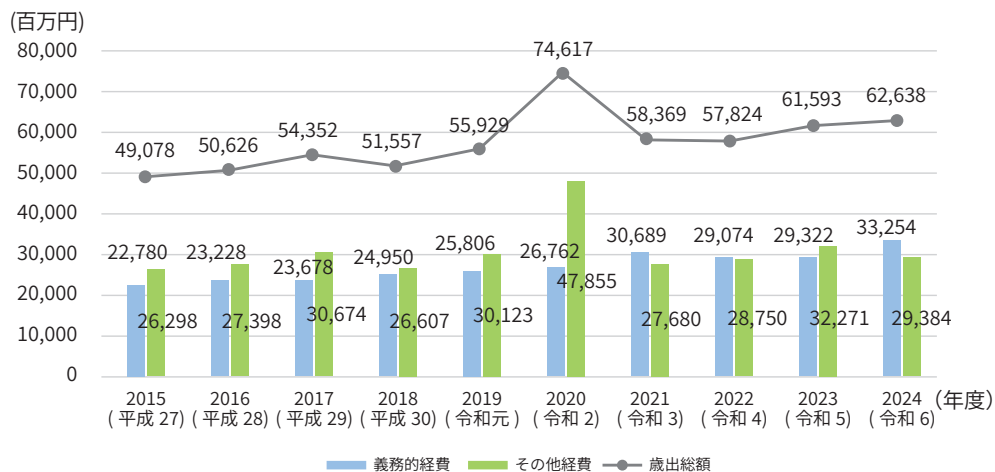
※依存財源：国や県から交付または割り当てられる収入（補助金や交付金など）

(出典：決算統括調査（決算説明資料1）)

義務的経費・その他の経費と歳出総額の推移

歳出では、全国的な傾向と同様、社会福祉や社会保障に要する経費である扶助費の増加が続いており、義務的経費が増加傾向にあります。

義務的経費・その他の経費と歳出総額の推移



※義務的経費：人件費、扶助費(社会福祉や社会保障に要する経費)、公債費(市債(借入金)を返済するための経費)など、支出が義務付けられている経費

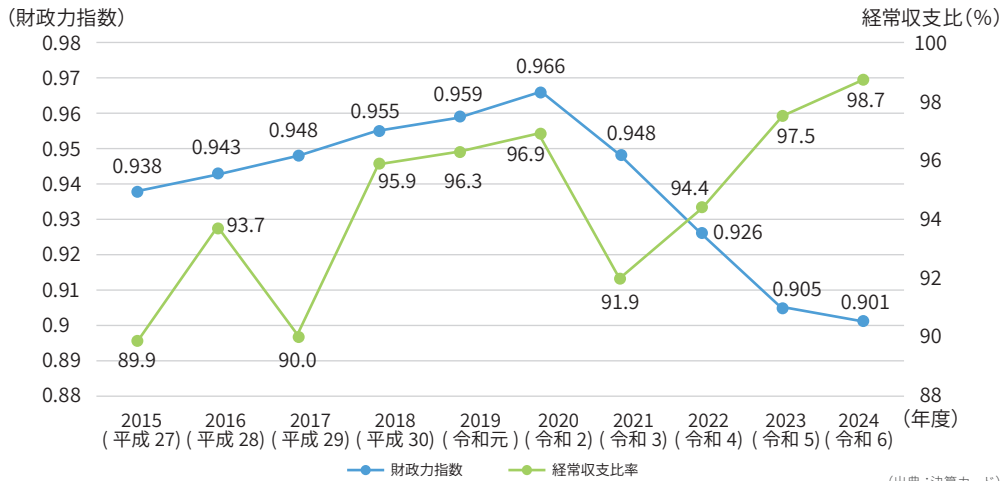
(出典：決算統括調査（決算説明資料1）)

財政力指数・経常収支比率の推移

財政の豊かさを示す財政力指数は、令和2年度以降減少に転じていますが、令和6年度における県内44市町村の平均財政力指数（0.670）と比べて高い数値となっています。

財政の硬直性を示す経常収支比率は、収入が伸びているものの、物価高騰などの影響により支出の伸びが大きいことから上昇傾向にあります。

財政力指数・経常収支比率の推移



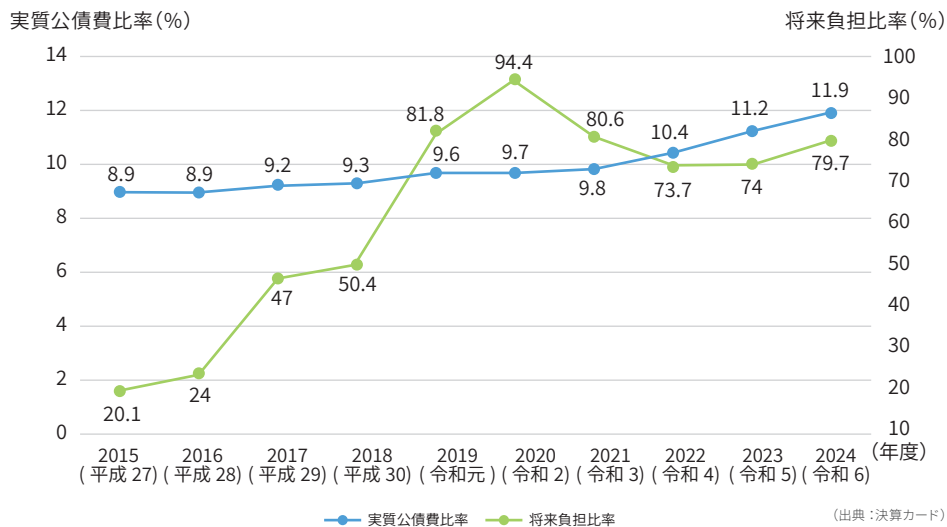
※財政力指数：標準的な行政活動に必要な財源の自力での調達力を示します。

※経常収支比率：毎年度固定的に支出される経費が、毎年度安定的に確保される収入に対してどれくらいになっているかを示します。

実質公債費比率と将来負担比率の推移

実質公債費比率と将来負担比率は、ともに河川及び雨水幹線整備などの大型事業の実施により上昇傾向にありますが、どちらも基準値以下であり、健全な財政運営となっています。

実質公債費比率と将来負担比率の推移



※実質公債費比率：借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

※将来負担比率：地方公共団体の一般会計の市債（借入金）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。将来負担比率の早期健全化基準は350%とされています。

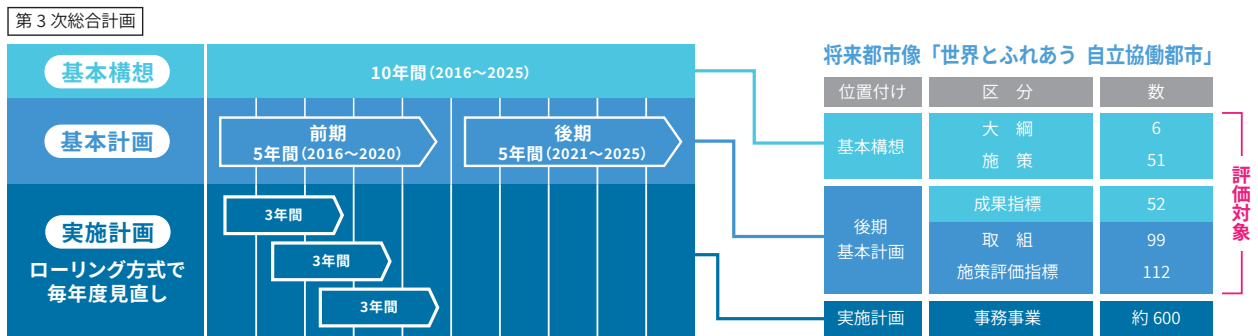
(3) 市民意識

第4次総合計画の策定に当たっては、市民の意見を多角的に聴取する取組の一環として、日々の暮らしの満足度や将来のまちづくりに対する期待を把握することを目的に「まちづくり達成度調査（以下「市民アンケート」といいます。）」を実施し、その調査結果を第3次総合計画後期基本計画の評価にいかすとともに、第4次総合計画の基礎調査としました。

1 第3次総合計画後期基本計画の評価

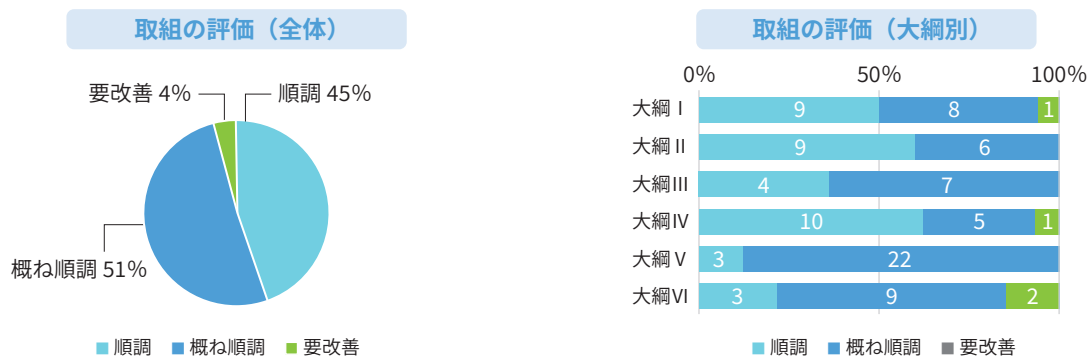
これまでのまちづくりの成果と課題を検証するため、第3次総合計画後期基本計画の評価を行いました。第3次総合計画では、基本構想において6つの「大綱」の下位に51の「施策」を位置付け、後期基本計画では各施策の実現のため99の「取組」を掲げています。

評価については、まず「取組」を評価し、その結果を基に「施策」、さらに「大綱」へと段階的に評価を行いました。



「順調」「概ね順調」に進んだ「99の取組」

後期基本計画に掲げた99の取組について、進捗状況を数値化した「施策評価指標」を基に以下の3段階の到達レベルで区分した結果、「順調」、「概ね順調」に取組が進んだという評価になりました。

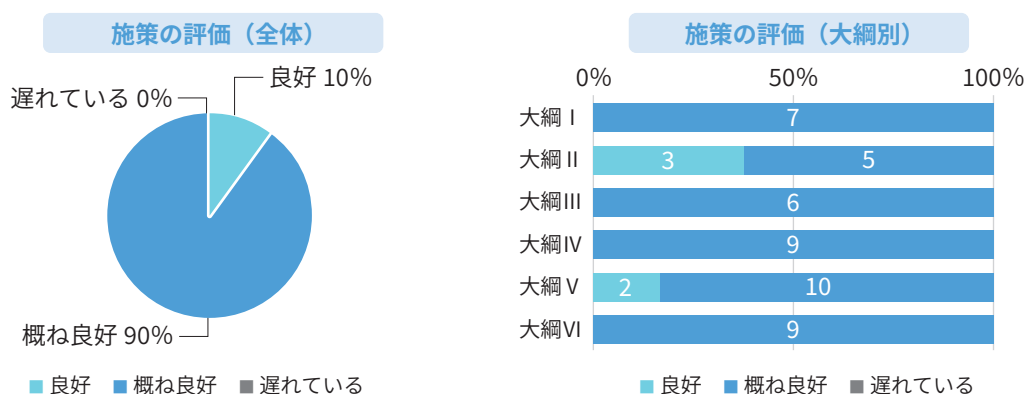


取組の評価基準

到達レベル	説明
順調	・ 施策評価指標の区分が「目標値を達成」もしくは「基準値より向上または維持」で構成され、計画どおりに取組を推進しているもの
概ね順調	・ 施策評価指標の区分が「目標値を達成」もしくは「基準値より向上または維持」で構成され、概ね計画どおりに取組を推進しているもの ・ 施策評価指標の区分に「基準値より下降」が含まれるが、概ね計画どおりに取組を推進しているもの
要改善	・ 施策評価指標の区分に「基準値より下降」が含まれ、計画より取組が遅れているもの

「概ね良好」に進んだ「51の施策」

基本構想に基づく51の施策について、市民アンケートにより測定している市民満足度を数値化した「成果指標」及び取組の到達レベルを基に以下の3段階の評価で区分した結果、「概ね良好」に施策が進んだという評価になりました。



施策の評価基準

評価	説明
良好	・成果指標が「目標値を達成」し、かつ取組の到達レベルが「概ね順調」以上のもの
概ね良好	・成果指標が「現状値以上目標値未満」以上のもの、または、取組の到達レベルが「概ね順調」以上のもの
遅れている	・成果指標が「現状値未満」であり、かつ取組の到達レベルが「要改善」のもの

「概ね進展」している「6の大綱」

基本構想に基づく6つの大綱について、51の施策の評価を基に以下の3段階の評価で区分した結果、全ての大綱で「概ね進展」という評価になりました。

大綱別	大綱名	大綱評価
大綱Ⅰ	災害に強く安全安心に暮らせるまちづくり	概ね進展
大綱Ⅱ	多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり	概ね進展
大綱Ⅲ	ともに支えあい未永く健やかに暮らせるまちづくり	概ね進展
大綱Ⅳ	子どもたちがのびのびと成長し豊かな人間性が育まれるまちづくり	概ね進展
大綱Ⅴ	やすらぎと潤いにあふれ快適に暮らせるまちづくり	概ね進展
大綱Ⅵ	市民とともに歩む人と人がつながるまちづくり	概ね進展

大綱の評価基準

評価	説明
進展	・施策の評価が「良好」「概ね良好」で構成され、さらに「良好」が半数以上のもの
概ね進展	・施策の評価の半数以上が「良好」「概ね良好」で構成され、「良好」が半数に達しないもの
停滞	・施策の評価の半数以上が「遅れている」のもの

② 第4次総合計画の基礎調査

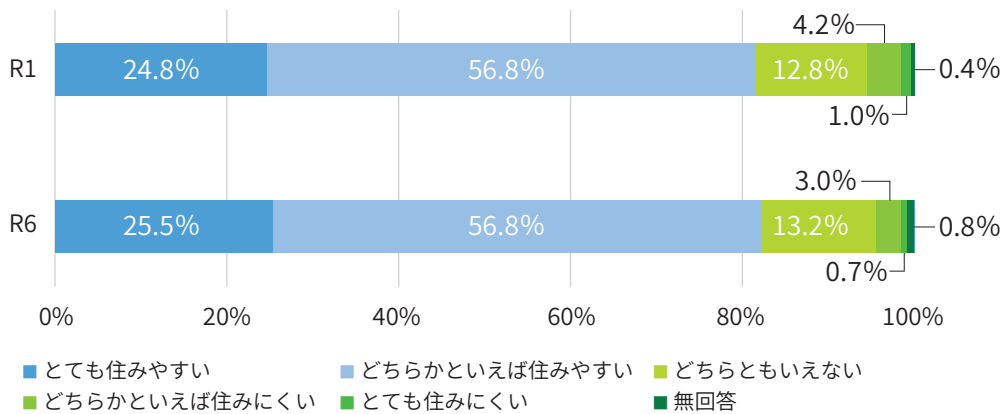
住みやすさ、定住意向

住みやすさについては、「とても住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した方が82.3%にのぼり、多くの方が本市の住みやすさに満足していることがうかがえます。

また、「ずっと今の場所に住み続けたい」または「できるだけ今の場所に住み続けたい」と回答した方が84.7%に達し、多くの方が現在の居住地に愛着を持っていることがうかがえます。

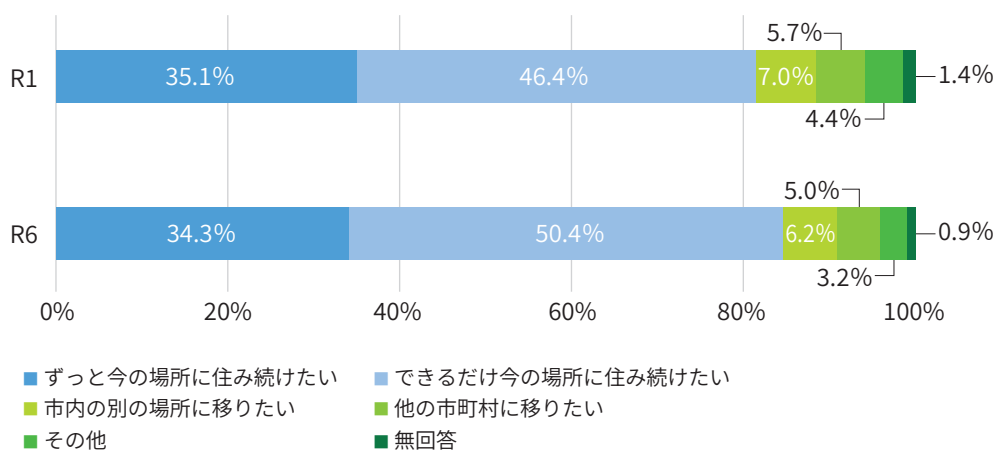
これらの結果は、第3次総合計画後期基本計画を策定した5年前と比べていずれもわずかに上昇しており、住みやすさや定住意向が引き続き高い水準で維持されていることが分かります。

住みやすさに対する意向の推移

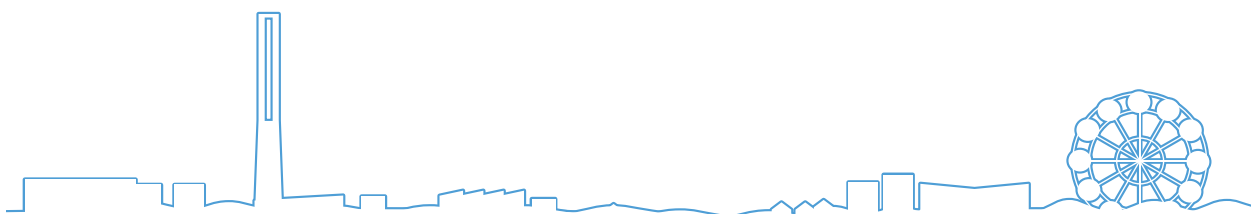


(出典：まちづくりに関する市民意識調査 (R6))

定住に対する意向の推移



(出典：まちづくりに関する市民意識調査 (R6))



市民が希望する重点分野

市民が今後力を入れて取り組むことを希望している分野については、「河川、雨水幹線の整備」が15.7%と最も多く挙げられたほか、「防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）」も14.4%と高い割合を占めており、多くの市民が災害に強い、安全・安心なまちづくりを求めていることが確認できます。

次いで、「子育て支援」（13.9%）、「高齢者支援」（13.3%）、「道路の整備（身近な生活道）」（13.0%）といった、日常生活に密接に関わる分野への関心も高いことがうかがえます。

総数	1276	100.0%
河川、雨水幹線の整備（冠水被害対策について）	200	15.7%
防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）について	184	14.4%
子育て支援について	178	13.9%
高齢者支援について	170	13.3%
道路の整備について（身近な生活道）	166	13.0%
防犯対策について	145	11.4%
公共交通機関（バスや鉄道等）について	110	8.6%
交通安全対策について	99	7.8%
企業誘致と雇用の創出について	94	7.4%
観光振興について	91	7.1%
下水道の整備について	89	7.0%
教育環境について	87	6.8%
商業振興について	83	6.5%
道路の整備について（市内を回遊するための交通網形成を含めた道路整備）	66	5.2%
保健医療体制や各種予防対策について	63	4.9%
産業の活性化について	63	4.9%
消防・救急体制について	58	4.5%
良好な住環境の整備について	57	4.5%
農業振興について	52	4.1%
地域福祉（近所での見守り活動等による地域での助け合い等）について	51	4.0%
公園・緑地の整備について	51	4.0%
生涯学習環境（図書館、コミュニティセンター等）について	47	3.7%
生活困窮者支援について	43	3.4%
ごみ処理対策やリサイクルの推進について	43	3.4%
芸術・文化振興について	42	3.3%
安全安心な水の安定供給について	40	3.1%
障害者支援について	35	2.7%
効率的な市役所の運営について	35	2.7%
市の魅力発信による交流の促進について	23	1.8%
自治会等の地域コミュニティ活動の推進について	22	1.7%
スポーツ振興について	19	1.5%
青少年の健全育成について	18	1.4%
市へ意見を言える機会について	18	1.4%
水産業振興について	16	1.3%
市政情報の発信について	6	0.5%
環境保全対策について	5	0.4%
男女共同参画の推進について	4	0.3%

※複数回答可の設問であるため、回答数の合計は回答者数とは一致しません。（出典：まちづくりに関する市民意識調査（R6））